



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*1	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	1
*2	職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	5
*3	警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	5
*4	勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則	6
*5	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	6
*6	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	6

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「以外の地域に所在する公署」を「以外の地域若しくは同条の規定による地域手当の級地が8級地とされる地域に所在する公署（同項の人事委員会規則で定める公署を除く。）」に、「職員条例第14条の2の規定」を「同条の規定」に改め、「除く。）」の次に「若しくは当該級地が6級地若しくは7級地とされる公署」を加え、同条に次の1項を加える。

3 職員条例第20条第1項第3号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表（2）の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

第3条を次のように改める。

（職員の範囲）

第3条 職員条例第20条第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- 前条第1項に規定する職に採用された職員（同項第4号に規定する職に採用された職員にあっては、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証（次号及び次条第2号において「医師免許証」という。）又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証（次号及び同条第2号において「歯科医師免許証」という。）を有する者に限る。）であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（第3号及び第8条第1項において「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（同項において「臨床研修」という。）を経た者）にあっては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（同項において「実地修練」という。）を経た者）にあっては38年）を経過するまでの期間（次号、次条第2号及び第11条において「経過期間」という。）内に行われたもの
- 前条第2項に規定する職に採用された職員（医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。）であって、その採用が経過期間内に行われたもの
- 前条第3項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する獣医師免

許証(次条第3号において「獣医師免許証」という。)を有する者に限る。)であって、その採用が大学卒業の日から11年を経過するまでの期間内に行われたもの

第4条中「及び教育職員条例第15条の4第2項」を削り、同条第2号中「第2条第1項に規定する職を占めることとなった職員」の次に「(同項第4号に規定する職を占めることとなった職員にあつては、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。)」を加え、「医師法に規定する」及び「歯科医師法に規定する」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 前条第3号に規定する期間内に新たに第2条第3項に規定する職を占めることとなった職員で獣医師免許証を有するもの

第6条中「35年」の次に「(第2条第3項に規定する職を占める職員にあつては11年)」を加える。

第8条第1項中「35年」の次に「(第2条第3項に規定する職を占める職員にあつては11年)」を加え、「(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)」を削り、「職員(」を「第2条第1項又は第2項に規定する職を占める職員(」に改め、同条第2項中「及び教育職員条例第22条」を削る。

第9条中「35年」の次に「(第2条第3項に規定する職を占める職員にあつては11年)」を加え、「同項」を「前条第1項」に改める。

第11条中「経過期間」の次に「(第2条第3項に規定する職を占める職員にあつては、第3条第3号に規定する期間)」を加える。

附則第4項の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		
	円	円	円	円	円	円
1年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	50,600	33,000
1年以上2年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	50,600	30,000
2年以上3年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	50,600	27,000
3年以上4年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	50,600	24,000
4年以上5年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	50,600	21,000
5年以上6年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	50,600	18,000
6年以上7年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	48,800	15,000
7年以上8年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	47,000	12,000
8年以上9年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	45,200	9,000
9年以上10年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	43,400	6,000
10年以上11年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	41,600	3,000
11年以上12年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	39,800	
12年以上13年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	38,000	
13年以上14年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	36,200	
14年以上15年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	34,800	
15年以上16年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	33,400	
16年以上17年未満	409,400	364,000	304,700	248,000	32,000	
17年以上18年未満	405,000	360,000	301,400	245,400	30,600	
18年以上19年未満	400,600	356,000	298,100	242,800	29,200	

19年以上20年未満	396,200	352,000	294,800	240,200	27,800	
20年以上21年未満	391,800	348,000	291,500	237,600	26,400	
21年以上22年未満	379,800	338,000	284,100	232,000	25,800	
22年以上23年未満	367,500	327,800	276,600	226,600	25,200	
23年以上24年未満	355,700	318,100	269,600	221,100	24,200	
24年以上25年未満	343,700	308,100	262,100	215,700	23,600	
25年以上26年未満	331,600	298,100	254,800	210,300	23,000	
26年以上27年未満	316,400	284,300	243,700	202,400	22,400	
27年以上28年未満	301,600	270,800	233,000	194,500	21,800	
28年以上29年未満	286,700	257,300	222,100	186,600	21,000	
29年以上30年未満	271,400	243,500	211,100	178,800	20,700	
30年以上31年未満	254,000	228,500	199,400	170,200	20,300	
31年以上32年未満	236,500	213,600	187,500	161,900	19,700	
32年以上33年未満	219,200	198,700	176,000	153,000	18,800	
33年以上34年未満	188,600	173,800	156,500	140,400	17,900	
34年以上35年未満	160,600	150,800	138,500	128,300	17,200	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員並びに同項第3号の職を占める職員のうち同項第1号及び第2号に掲げる職以外の職で職員条例第14条の2第1項の人事委員会規則で定める地域以外の地域又は同条の規定による地域手当の級地が8級地とされる地域に所在する公署（同項の人事委員会規則で定める公署を除く。）に置かれるものを占める職員を、「3種」とは第2条第1項第3号の職を占める職員のうち職員条例第14条の2の規定による地域手当の級地が6級地若しくは7級地とされる地域に所在する公署（当該級地が1級地、2級地、3級地、4級地又は5級地とされる公署を除く。）又は当該級地が6級地若しくは7級地とされる公署に置かれる職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

期間の区分	職員の区分				2項職員	3項職員
	1項職員					
	1種	2種	3種	4種		
	円	円	円	円	円	円
1年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	50,600	33,000
1年以上2年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	50,600	30,000
2年以上3年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	50,600	27,000
3年以上4年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	50,600	24,000
4年以上5年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	50,600	21,000

5年以上6年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	50,600	18,000
6年以上7年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	48,800	15,000
7年以上8年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	47,000	12,000
8年以上9年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	45,200	9,000
9年以上10年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	43,400	6,000
10年以上11年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	41,600	3,000
11年以上12年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	39,800	
12年以上13年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	38,000	
13年以上14年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	36,200	
14年以上15年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	34,800	
15年以上16年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	33,400	
16年以上17年未満	409,400	364,000	304,700	248,000	32,000	
17年以上18年未満	405,000	360,000	301,400	245,400	30,600	
18年以上19年未満	400,600	356,000	298,100	242,800	29,200	
19年以上20年未満	396,200	352,000	294,800	240,200	27,800	
20年以上21年未満	391,800	348,000	291,500	237,600	26,400	
21年以上22年未満	372,400	331,100	277,700	225,600	25,800	
22年以上23年未満	352,600	313,900	263,700	213,700	25,200	
23年以上24年未満	333,300	297,200	250,200	201,700	24,200	
24年以上25年未満	313,900	280,300	236,300	189,900	23,600	
25年以上26年未満	294,400	263,400	222,600	178,100	23,000	
26年以上27年未満	271,700	242,600	205,000	163,700	22,400	
27年以上28年未満	249,500	222,200	187,900	149,400	21,800	
28年以上29年未満	227,100	201,800	170,600	135,100	21,000	
29年以上30年未満	204,300	181,000	153,000	120,800	20,700	
30年以上31年未満	179,500	159,100	135,000	105,800	20,300	
31年以上32年未満	154,600	137,200	116,700	91,000	19,700	
32年以上33年未満	130,000	115,500	98,800	75,800	18,800	
33年以上34年未満	91,900	83,600	72,800	56,700	17,900	
34年以上35年未満	56,600	53,800	48,500	38,300	17,200	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第2号

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表世界遺産センターの項及び西牟婁振興局建設部本宮駐在所の項中「2級地」を「1級地」に改め、同表二川ダム管理事務所の項中「有田郡有田川町二川518番地の2」を「有田郡有田川町二川518番地2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において改正前の別表に掲げる級別区分が2級地とされていた公署のうち、改正後の同表に掲げる級別区分が1級地とされた公署に勤務する職員にあっては、改正後の第3条の規定にかかわらず、施行日から平成30年3月31日までの間にあつては月額7,000円を、同年4月1日から平成31年3月31日までの間にあつては月額6,100円を、同年4月1日から平成32年3月31日までの間にあつては月額5,200円を特地勤務手当として支給する。

和歌山県人事委員会規則第3号

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表田辺警察署湯本警察官駐在所の項中「田辺市龍神村湯の又538番地の2」を「田辺市龍神村湯ノ又538番地の2」に改め、同表田辺警察署近露警察官駐在所の項中「2級地」を「1級地」に改め、同表田辺警察署福井警察官駐在所の項中「田辺市龍神村福井75番地の3」を「田辺市龍神村福井72番地の3」に改め、同表田辺警察署湯峯警察官駐在所の項及び田辺警察署本宮幹部交番の項中「2級地」を「1級地」に改め、同表田辺警察署伏拝警察官駐在所の項中「1級地」を「2級地」に改め、同表海南警察署毛原宮警察官駐在所の項中「海草郡紀美野町毛原宮254番地の5」を「海草郡紀美野町毛原宮254番地5」に改め、同表かつらぎ警察署花園警察官駐在所の項中「伊都郡かつらぎ町花園梁瀬539番地」を「伊都郡かつらぎ町花園梁瀬539番地の2」に改め、同表湯浅警察署清水警察官駐在所の項中「有田郡有田川町清水288番地の1」を「有田郡有田川町清水297番地3」に改め、同表湯浅警察署二川警察官駐在所の項中「有田郡有田川町二川801番地の5」を「有田郡有田川町二川801番地5」に改める。

別記様式（裏面）中「職員住宅等」を「警察職員宿舍等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において改正前の別表に掲げ

る級別区分が2級地とされていた公署のうち、改正後の同表に掲げる級別区分が1級地とされた公署に勤務する警察官にあっては、改正後の第3条の規定にかかわらず、施行日から平成30年3月31日までの間にあっては月額7,000円を、同年4月1日から平成31年3月31日までの間にあっては月額6,100円を、同年4月1日から平成32年3月31日までの間にあっては月額5,200円を特地勤務手当として支給する。

和歌山県人事委員会規則第4号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「100分の180」を「100分の170」に、「100分の220」を「100分の210」に改め、同条第2号中「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第5号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1号中「職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）第2条の2」を「育児休業法第2条第1項」に改め、同条第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

第8条の8第2項第2号中「職員の育児休業等に関する条例」の次に「（平成4年和歌山県条例第9号）」を加える。

第14条第1項第11号中「第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）」に、「同条第2項に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）」を「同号に規定する養子縁組里親である者」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第6号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）」に、「同条第2項に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）」を「同号に規定する養子縁組里親である者」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。